

# 高石市教育委員会定例会会議録

(平成 31 年 3 月定例会)

## 開会及び閉会の年月日時

開 会	平成 31 年 3 月 13 日午後 3 時 00 分
閉 会	平成 31 年 3 月 13 日午後 3 時 55 分

## 会議に出席した者の職及び氏名

委 員	教 育 長 : 佐 野 慶 子 委 員 : 西 中 隆 委 員 : 西 村 陽 子 委 員 : 吉 村 文 一
事務局職員	教 育 部 長 : 細 越 浩 嗣 教 育 部 次 長 : 神 志 那 隆 教育部次長兼社会教育課長 : 杉 本 忠 史 教育部次長兼学校教育課長 : 吉 田 種 司 教 育 総 務 課 長 : 西 川 浩 二 学 校 教 育 課 参 事 : 松 田 訓 一 学 校 教 育 課 長 代 理 : 杉 谷 賢 太 郎 教 育 研 究 セ ン タ ー 所 長 : 菅 原 庸 晴 こ だ も 家 庭 課 長 : 家 村 美 雪 子 育 て 支 援 課 長 : 小 林 弘 典 公 民 館 長 : 松 井 勉 社会教育課長代理兼青少年対策室長兼たかいし市民文化館長 : 石 田 俊 彦 教 育 総 務 課 長 代 理 兼 係 長 : 上 田 麻 紀 教 育 総 務 課 主 事 : 井 川 秀 暢

## 議題及び議事の要旨及び議決事項

### ・ 議案第 1 号 高石市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定について

学校教育課長	議案第 1 号、高石市就学援助費支給規則の一部を改正する規則の制定について、提案内容を説明をさせていただく。本議案については、国からの通知により、平成31年度より就学援助費における卒業アルバム費の支給を中学 3 年生及び小学 6 年生の保護者に対し行うため、高石市就学援助費支給規則を改正するものである。 5 ページの新旧対照表のとおり、下線部は改正部分になっている。改正部分については、第 3 条に第 9 項、卒業アルバム費を追加する。これに伴い、様式第 3 号、また様式第 4 号に卒業アルバム費を追加している。 なお、この規則は平成31年 4 月 1 日から施行いたしたく。
吉村委員	本市の実績からして予算的に賄える額であるのか。
学校教育課長	当初予算において対応できると考える。
西村委員	卒業アルバム費としてどれだけの金額を支給するのか。
学校教育課長	本市では、国基準をもとに算定している。新規で国基準が決まり、小学校 6 年生で 1 万 890 円、中学校 3 年生で 8,710 円という金額が国から示されており、この額を定めたいと考えている。
採決	可決。

### ・ 議案第 2 号 平成 31 年度教育基本方針について

<p>教育総務課長</p>	<p>平成31年度教育基本方針について、提案内容を説明させていただく。</p> <p>まず、平成31年度教育基本方針（案）の1ページから3ページまでの基本方針の趣旨については、国、大阪府並びに本市の施策及びたかいし教育ビジョンを踏まえて、内容の整理をしている。</p> <p>また、平成31年度から5カ年を計画期間とした、先般の定例会において決定されたたかいし教育ビジョン（高石市教育振興基本計画）を本市の教育及び子供の将来を見据えた根幹として、子供が身につけるべき力や、その力を具体的にどのようにして育むかについてを同教育基本方針に定義している。</p> <p>なお、基本方針の運営に向けた学校づくりを目指し、高石っ子の生きる力の育成を学校指導重点目標として掲げている。</p> <p>続いて、4ページ以降の学校教育、社会教育及び教育委員会、それぞれの項目におけます重点目標、取り組みの内容及び留意事項については、各担当課から順次概要説明させていただく。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>変更点は以下の通りである。</p> <p>4ページの重点目標について、今年度と変更はない。</p> <p>5ページの信頼される学校づくりについて、本文の5ページ目の4行目、「社会に開かれた教育課程の実現をめざし」の文言を新たに追加している。これは次期学習指導要領全体の基本理念という考えからである。</p> <p>また、13行目以降に、今年度、教職員の働き方改革について新たに記載をしている。</p> <p>8ページの2、中学校区を単位とする連携教育の推進について、この14行目、留意事項の（2）に文言を追加している。</p> <p>9ページからの3、教職員の資質と指導力については、変更点はない。</p> <p>14ページからの確かな学力の定着と向上について、15ページの13行目に、新たにプログラミング教育について記載をしている。これは新学習指導要領に記載があるので、この取り組みを今年度も続けてやっているが、引き続き必要と考えて追記をしている。</p> <p>17ページについては、資料だけの追加であるが、府教委が作成した「ことばのちから」活用事例という資料名を追加している。</p> <p>また、英語教育の部分について、加筆修正をしている。</p> <p>22ページからの人権教育、同和教育の部分について、大きな変更点として、25ページの9行目に「特に幼児、児童、生徒に対するセクシュアルハラスメントは重大な人権侵害であること」という文章を新たに加筆している。</p> <p>26ページ、留意事項（13）の「特別の教科 道徳」については、部分修正をしている。</p> <p>29ページからの6、支援教育の充実について、下から6行目に、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成30年8月施行）により」という文言を追記し、切れ目なく支援が受けられるように一層の連携を推進、進めていくことが重要であるというように、学校教育法施行規則の一部改正に沿った形で修正をしている。</p> <p>31ページ、留意事項の（5）、（6）、（7）、個別の教育支援計画、個別の指導計画等についての文言を大幅に修正、また加筆している。</p> <p>また、7、生徒指導の充実について、40ページに今年度新たに策定する「高石市中学校部活動ガイドライン」や「大阪府運動部活動の在</p>

	<p>り方に関する方針」の資料名を記載している。</p> <p>41ページの虐待防止の取り組みの②について、「躊躇せず」という文言を追記した。躊躇せず、法律に基づき子ども家庭センター並びに子ども家庭課、家庭児童相談員等への速やかな通告という考えから追記した。</p> <p>また、③について、新たに記載した。</p> <p>44ページからの8、健康教育・安全教育の推進について、防災教育について、新たに記載をしている。</p> <p>52ページ、9、就学前教育の充実の幼児教育アドバイザーの活用について、53ページの留意事項の(2)、「大阪府が認定した幼児教育アドバイザーを活用し、園内研修等の活性化を図る」という文言を新たに記載した。</p>
社会教育課長	<p>31年度の基本方針に係ります社会教育部門については、おおむね30年度の高石市教育基本方針を踏襲した形での記載となっている。</p> <p>55ページの重点目標について、特に変更ない。</p> <p>56ページの基本施策について、大学連携による施策の展開ということで項目を挙げていたが、本文に記載がなかったことを受け、上から4行目の後に、「また大学等との連携による専門的なノウハウを生かし、社会教育の各分野において、市民ニーズに対応した事業の実施を図る」という記述を追記している。それに伴い、次の「また」を「さらに」に変更している。</p> <p>次の2の青少年の健全育成について、30年度の本文及び留意事項において記載があった高石市ふるさと村の記載について、既に閉村しているので削除している。</p> <p>63ページのスポーツの普及振興の本文について、30年度において総合型地域スポーツクラブが設立されたことに伴い、子供から高齢者まで、障害の有無にかかわらず、誰もが気軽にスポーツに親しめることができる生涯スポーツの推進について記載している。</p>
教育総務課長	<p>64ページの教育委員会の重点目標について、平成30年度と同様、時代の要請に応じた教育行政の実現、教育委員会の責任体制の明確化、教育委員会活動についての広報活動の推進の3つの目標を掲げている。</p> <p>また、65ページでは、教育の政治的中立、継続性・安定性を確保しつつ、教育委員会の責任に対する明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るなど、積極的な教育行政が展開できるよう、留意事項4点を掲げている。</p> <p>以上が平成31年度教育基本方針の概要となる。</p>
西中委員	基本方針の中で、特に重点を置きたい点はあるか。
教育部長	<p>学習指導要領が改定され、学習内容が大きく変わるので、柱というのは、新学習指導要領に沿った授業をどう展開するかについてだと考える。それに伴い、教員の授業を改革していくことが必要だと考えている。教員の授業が子供にとって学ぶ意欲が湧くような授業でないと、子供の学力もおのずと上がってこないと考えているので、授業改善を最優先で取り組みたい。</p>
西中委員	<p>学力と教員の指導力との関係についてよく耳にするが、教員は極めて多忙であると考え。学力を高めることに集中的に力を発揮できるように、そしてまた教員も一定程度ゆとりのある時間が持てるような取り組みをしなければ、教育はうまくいかないと考え。特に働き方という点から、本市もどのような改革を図っていくのか。</p>
学校教育課長	働き方改革について、この1月25日に中教審から答申が出ており、

	<p>「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」というものである。概要としてまとめた中で、「子供のためであれば、どんな長時間勤務でもよしとする働き方の中で、教師が疲弊していくのであれば、それは子供のためにならない。」とあり、これはもっともな提言の内容と考えている。</p> <p>また、働き方改革の目的は、みずから働き方を見直して、みずからの授業を磨くとともに、日々の生活の質や教職人生を豊かにするというような文言も入れられているので、本市としても、長時間勤務になっているという報告も把握できているので、今後はきっちりと長時間労働、超過勤務の把握にも努めるとともに、学校においてどのようにして教職員の働き方、仕事の進め方改革を進めていくかという方向性については、今後まとめて学校に示していく。</p>
西中委員	<p>教員は長時間労働するのは当たり前という風潮を一掃していただくように、できるだけ思い切った新しい施策を進めていただきたい。</p>
吉村委員	<p>働き方改革についてであるが、この中でも特別支援者教育というのは重点を置かれているが、先日行われた学校医総合研究会議において奈良県立大学の看護学部の教授曰く、平成5年では支援を要する子が5,000人に1人であったのが、29年度では110人に1人と増加しており、これは医療的技術の発展などにより発見が増えたためであると聞いた。そういう中で、学校教育でインクルーシブ授業をやっていくと、教員の負担が増加する。ただ、支援が要るお子さんは、何も教育的な支援だけではなく、医学的な支援も必要であるし、本市でも予算がついても、看護師が見つからないという現状があるので、教員以外の補助的な人たちも増加させていかないと考えるが、なかなか教員や看護師の人材不足があるので、先手、先手で取り組んでいくべきと考える。最終的には1割が支援を必要とするお子さんになると聞いた。その点も含めて今後検討していかないといけないのかなと考える。</p> <p>次に、話は変わるが、安全教育のAEDについて、大阪府の小、中、高のアンケート調査が出ており、AEDを必要とした事例が昨年、一昨年で、14例あり、AEDを使った12例が後遺症なく助かったと。残り2例が2回以上のAEDを行ったが、死亡したという報告があった。以前に比べたら、倍以上の生存率とのことで、AEDが非常に役に立っているという報告があったので、設置されていても有事に際に使用できるよう、学童・生徒も含めて、何かの機会に使えるように教えていくのが非常に大切だと考える。</p>
学校教育課長	<p>AEDの件について、本市小・中学校では、毎年AEDの研修を、実際に使ったモデルの研修を行っている。実際に使えないと、子供の命が救えないということになるので、躊躇なく使うというような指導している。判断は、コンピューターがしてくれるということを十分理解した上で使っていこうと考えている。</p>
吉村委員	<p>14例の人の半数が、基礎疾患があるということであるが、言い換えれば、半数は何もない人に起こることも留意すべきである。</p>
西中委員	<p>AEDは、各学校に設置されているのか。</p>
学校教育課長	<p>各校に1台ずつ設置している</p>
西中委員	<p>学校のどこに設置しているのか。</p>
学校教育課長	<p>基本的には管理棟の中で、保健室、職員室などで管理している。</p>
西中委員	<p>学校が閉鎖している時は施錠されているのか。</p>
教育総務課長	<p>基本的に児童・生徒が在校時に解錠している。</p>
佐野教育長	<p>虐待を発見したときに、「躊躇せず」という文言を入れて追記した</p>

	ことは、とても評価したいと考える。小・中学校でこういったケースは30年度はあったのか。直接にこども家庭センターに通報した事例はあるのか。
学校教育課長	実際に教員が発見する、また子供たちからの情報で、現認した上で通告したケースというものはある。
佐野教育長	本市は学校と警察との連携も密になっているので、それを聞き、安心した。
西中委員	児童虐待について、大阪府は全国でワーストワンである。しかし、本市は件数が少ない。教育委員会や学校の取り組みに意義ある。
学校教育課長	3月の校長会の中で、虐待の対応について、校長に虐待防止マニュアルを使って、教職員への虐待の対応について、再度周知徹底し、校内研修実施の指示も行った。
採決	可決。

#### ・議案第3号 高石市社会教育委員の委嘱について

社会教育課長	社会教育法第15条第2項及び高石市社会教育委員条例第2条の規定に基づき任期満了に伴い、8ページにある委嘱者名簿のとおり、委嘱をするものである。 なお、委嘱日については、平成31年4月1日、任期については、平成33年3月31日までとなる。
採決	可決。

#### ・議案第4号 高石市スポーツ推進委員の委嘱並びに解嘱について

社会教育課長	スポーツ基本法第32条及び高石市スポーツ推進委員に関する規則第3条及び第4条の規定に基づき、高石市スポーツ推進委員の委嘱並びに解嘱するものである。 10ページの候補者名簿のうち、任期満了に伴い、7名の方を再任し、辞任での欠員に伴う新たな委員として、1名の方の委嘱をするものである。 なお、委嘱日については、平成31年4月1日、任期については、平成33年3月31日までとなる。 また、11ページに記載のとおり、本市スポーツ推進委員の浅野喜代氏より、平成31年3月31日をもって辞任の申し出があり、解嘱をするものである。
西中委員	スポーツ推進委員委嘱候補者名簿には種目がバドミントンである人数は3名である。全体で8名のうち3名が種目がバドミントンであるので、いろいろな種目の意向が反映されづらいかと思うが、いかがか。
社会教育課長	全体としては、13名の委員がおり、バドミントンの方が3名という形である。候補者選びの条件も難しいものがあるが、今後も、幅広い種目の方を候補者に選びたいと考える。
採決	可決。

#### ・議案第5号 高石市公民館運営審議会委員の委嘱について

社会教育課長	社会教育法第30条第1項及び高石市立公民館条例第7条の規定に基づき任期満了に伴い、13ページの、委嘱者名簿のとおり、公民館運営審議会委員の委嘱をするものである。 委嘱日については、平成31年4月1日、任期については、平成33年
--------	--

	3月31日となる。
採決	可決。

・報告第1号 市長からの意見聴取について

教育総務課長	<p>市長が議案を提出するに当たり、教育に関する歳入歳出予算案において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から教育委員会に意見聴取があったが、特に緊急を要し、教育委員会の会議を開き議決を得る時間的余裕がないことが明らかなことから、高石市教育委員会通則第2条第3項の規定により、教育長をして臨時代理したもので、同通則第3条第1項第1号の規定に基づき、報告する。</p> <p>まず、高石市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてである。児童扶養手当法施行規則の一部改正を踏まえ、条例の所要の改正を行ったものである。</p> <p>次に、平成30年度高石市一般会計補正予算についてである。</p> <p>31ページが一番下の教育費の小学校費、次の32ページの中学校費の右端説明欄の工事請負費であるが、いずれも空調設備設置に係る工事費で、小学校が9,131万8,000円、中学校が5,115万円の計上をしている。エアコン設置当初からのクラス数増により未設置となっていた小・中学校の支援学級の全てに空調設備を設置するものである。</p> <p>また、理科室、家庭科室、美術室、技術室の一部にも空調設置するというものである。</p> <p>次に、32ページが一番下の災害復旧費の工事請負費であるが、1,826万3,000円は、昨年の台風21号により高陽小学校の体育館の屋根が破損し、その本復旧のための工事費である。</p> <p>次に、22ページに戻り、繰越明許費である。</p> <p>款・教育費の小学校費、中学校費、災害復旧費の文教施設災害復旧費、いずれも平成31年度に繰り越して工事を実施することから、繰越明許費として計上したものである。</p> <p>補正予算については、以上である。</p> <p>次に、平成31年度高石市一般会計当初予算である。</p> <p>まず、教育費の予算総額は、17億2,331万2,000円である。平成30年度と比較し、3,818万1,000円の減となっている。</p> <p>次に、予算に係る主なものを説明をする。</p> <p>31年度予算の概要の8ページにある教育指導の充実として、2億950万8,000円。学校教育の整備として、1億8,739万6,000円。公民館活動として、5,301万4,000円である。</p> <p>次に、9ページにある市民文化会館は1億7,769万円、教育委員会関係の総合体育館として、4,037万1,000円である。</p> <p>主な歳出については、以上である。</p> <p>続いて、歳入の主なものについて説明をする。</p> <p>20ページにある教育使用料として、幼稚園使用料、あおぞら児童会使用料、運動施設使用料など合わせまして、7,232万5,000円が計上している。</p> <p>次に、23ページにある教育費国庫補助金として、950万4,000円。</p> <p>28ページにある教育費府補助金として、258万6,000円。31ページにある文化・スポーツ国際交流基金繰入金として、192万円を計上している。</p> <p>平成31年度の一般会計当初予算について、以上である。</p> <p>最後に、寄附については、38ページ記載のとおりである。</p>
--------	---

西中委員	<p>1点目は、教育費について、本年度は17億6,000万、次年度は17億2,000万ということで、4,000万ほどの減額になっているが、要因はなにか。</p> <p>2点目は、31年度で完全に特別教室を含めた全教室に空調を設置し、設置率100%になるのか。</p> <p>3点目は防災について、ブロック塀が倒れて、女児が死亡するという非常に痛ましい事故があり、31年度でブロック塀への対応は完了するのか。</p>
教育総務課長	<p>まず、教育費の減額については、今年度は幼稚園の改修工事などの事業を算入しており、31年度は、骨格予算という形で計上しており、減額となる。</p> <p>次に、空調の設置について、支援学級を含めた普通教室は100%設置を達成する。</p> <p>特別教室については、これまでもコンピューター室等は既に整備されていたが、今般、理科室や家庭科室、技術室、美術室などの一部に設置する。</p> <p>最後に、ブロック塀について、一部繰り越して、来年度に改修する部分もあるが、外観上問題があると把握された部分については、全て撤去、フェンスの設置などの形で改修を進めている状況である。</p>
西中委員	空調設置について、特別教室は何%ぐらい残りがあるのか。
教育総務課長	特別教室に視聴覚室を含めていたり、学校によって若干捉え方に幅があるが、現時点で把握している室数では、小学校でおよそ7割程度、中学校で6割弱程度ぐらいまで設置を進めることができる。
西中委員	教育予算というのは17億ぐらいと捉えてよいか。
教育総務課長	新たな新規の臨時的な経費というものを計上しない場合、この程度になる。
佐野教育長	承認する。

#### ・報告第2号 社会教育委員会議の報告について

社会教育課長	<p>平成30年度の第2回社会教育委員会議について報告する。平成31年2月4日、午後2時から3時まで、野外活動センターにおいて、第2回の社会教育委員会議を開催した。</p> <p>案件としては、野外活動センター等の施設見学と、事務局から施設の概要説明を行い、各委員から意見、質問があった。</p> <p>主な内容につきましては、40ページ、41ページに記載のとおりとなっている。</p>
佐野教育長	承認する。

#### ・報告第3号 教育委員会の後援等に関する報告について

各課長	後援承認したものについて説明。
佐野教育長	承認する。

#### ・報告第4号 教育委員会関係諸行事等の報告について

各課長	平成31年2月13日から平成31年3月12日までの行事について説明。
佐野教育長	承認する。これで閉会とする。